

平成二十六年二月二十一日提出
質問第四八号

外務省在外公館が保有する不動産等に関する質問主意書

提出者 鈴木貴子

外務省在外公館が保有する不動産等に関する質問主意書

二〇一〇年十月七日の新聞報道等によると、会計検査院の調べにより、二〇〇九年度末時点で、在マナウス、ハガツニヤ、ジツダ、ナツシユビル総領事館、在ペルー、フィンランド、ドイツ、マレーシア、タイ、セネガル、ナイジェリア大使館の十一在外公館が保有する不動産等が長期間利用されず、取得に要した約二十二億五千万円分が放置されているとの指摘がなされている。右に関し、過去の政府答弁書（内閣衆質一七六第四五号）では「在外公館の管理する施設や不動産については、一部の在外公館において利用されていないものがあるため、適正な管理及び処分観点から、一層の活用や売却等について検討を進めてきているところである。御指摘の在ハガツニヤ日本国総領事館が管理する総領事公邸建設用地については、取得後、利活用が困難となったため、売却することとした。また、在ジツダ日本国総領事館が管理する職員宿舍敷地については、平成十二年に職員宿舍を用途廃止したことを受け、現在、売却に向けて検討を進めているところである。さらに、公邸のプールやテニスコートについては、施設の老朽化等の理由により、一部の在外公館において利用されていないものがあり、現在、活用方法について検討を進めているところである。」との答弁がなされている。右を踏まえ、質問する。

一 前文の答弁書で触れられている在ハガツニャ日本国総領事館が管理する公邸用地、在ジツダ日本国総領事館が管理する職員宿舍敷地は、すでに売却されているか。されているのなら、売却された日にち、売却先、並びにその価格を明らかにされたい。

二 前文の答弁書で触れられている、公邸にあるプールやテニスコートがある在外公館のうち、プールについては十九公館のうち九公館で、テニスコートについては十一公館のうち五公館で全く未使用であったものにつき、現時点までどのような活用方法が見出され、実際にどのように活用されているのか明らかにされたい。

三 前文で触れた政府答弁書で指摘されたもの以外に、外務省在在外公館等で十分に活用されず、国民の税金が無駄に使われている事例はないか。

四 外務省として、過去の事例をふくめ、このような無駄遣いを今後どのように是正していく考えであるのか説明されたい。

右質問する。